

高松市地域包括支援センター香川の設置に伴う 介護予防ケアマネジメント等委託事業者説明会

日時 令和5年2月3日（金）
14時～15時
会場 香川総合センター3階

次第

- 1 挨拶
- 2 高松市地域包括支援センター香川の設置について **資料1**
- 3 介護予防ケアマネジメント等業務について **資料2**
- 4 介護予防ケアマネジメント等委託業務の移行準備について **資料3**
- 5 その他

※用語について

この説明会資料において、次のとおり用語を使用しています。

用語	説明
包括センター	地域包括支援センター
市包括	高松市地域包括支援センター（市直営）
包括香川	高松市地域包括支援センター香川
香川圏域	塩江、香川及び香南地区
介護予防ケアマネジメント等	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
委託事業者	介護予防ケアマネジメント等委託業務を行う 居宅介護支援事業者

高松市地域包括支援センター香川の設置について

1 設置概要

これまで地域包括支援センターは、市直営で運営しておりましたが、高齢化による要支援・要介護認定者の増加や、国の新たな施策や事業へ柔軟に対応しながら継続的かつ安定的にセンターを運営していくため、地域包括支援センター運營業務委託モデル事業を実施することといたしました。

令和5年4月1日から、塩江、香川及び香南地区の地域包括支援センターの運営を社会福祉法人はつき会に委託し、委託モデル事業の効果等を検証し、今後のセンター運営の方向性について検証することとしています。

なお、高松市地域包括支援センター香川は、高松市地域包括支援センターのサブセンターではなく、独立した地域包括支援センターとして運営します。

(1) 開設日

令和5年4月1日

〔地域包括支援センター運營業務委託モデル事業の実施期間〕
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 名称及び運営法人等

項 目	変更	令和5年4月1日から	令和5年3月31日まで
名 称	○	高松市地域包括支援センター 香川	高松市地域包括支援センター サブセンター香川
運 営 法 人	○	社会福祉法人はつき会 (高松市委託事業)	高松市 (直営)
事 業 所 番 号	○	申請手続き中	3700100096
担 当 地 区	-	塩江、香川及び香南※	
所 在 地	-	〒761-1706 高松市香川町川東上 1865-13 (香川総合センター2階)	
電 話 番 号	-	087-879-0991	
F A X 番 号	○	087-879-0993	087-879-0961

※担当地区の詳細は裏面参照

担当地区（日常生活圏域）

塩江、香川及び香南（以下「香川圏域」という。）

日常生活圏域	地区	町名	地図				
塩江	塩江	塩江町上西甲 塩江町上西乙 塩江町安原上 塩江町安原上東 塩江町安原下 塩江町安原下第1～3号	<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>包括香川担当地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川総合センター（包括香川）</td> </tr> </table>		包括香川担当地区		香川総合センター（包括香川）
	包括香川担当地区						
	香川総合センター（包括香川）						
香川	香川	香川町大野 香川町寺井 香川町浅野 香川町川内原 香川町川東上 香川町川東下 香川町東谷 香川町安原下第1・3号					
香南	香南	香南町池内 香南町岡 香南町西庄 香南町由佐 香南町横井 香南町吉光					

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について

1 概要

(1) 介護予防ケアマネジメント等の実施主体

原則として、香川圏域に住民票を有する利用者の介護予防ケアマネジメント等業務は、高松市地域包括支援センター香川が、実施主体となります。

利用者の住民票	実施主体（原則）
香川圏域	高松市地域包括支援センター香川
高松市内の香川圏域以外	高松市地域包括支援センター

ただし、高松市内において、住民票と居所の圏域が異なる場合は、居所の地域包括支援センターが実施主体となる場合があります。

(2) 包括香川と利用者との介護予防ケアマネジメント等に関する契約について

令和5年4月1日以降に、香川圏域の利用者が介護予防サービス等を利用する場合は、包括香川と利用者との介護予防ケアマネジメント等に関する契約締結が必要になります。

(3) 委託事業者と包括香川との業務委託契約について

令和5年4月1日以降に、居宅介護支援事業者が香川圏域の利用者の介護予防ケアマネジメント等業務を実施する場合は、委託事業者と包括香川との介護予防ケアマネジメント等委託業務契約の締結が必要になります。

2 介護予防ケアマネジメント等業務の委託について

(1) 給付管理及びブック連携の窓口について

包括香川と契約した利用者の給付管理及びブック連携の窓口は、居宅介護支援事業者の所在地に関わらず、すべて包括香川が窓口になります。

市包括と契約した利用者の給付管理及びブック連携の窓口は、香川圏域に所在する委託事業者は、サブセンター仏生山が窓口になります。

実施主体（利用者が契約する包括センター）	給付管理及びブック連携の窓口
高松市地域包括支援センター香川	高松市地域包括支援センター香川
高松市地域包括支援センター	サブセンター仏生山

※この表は、香川圏域に所在する委託事業者の場合です

なお、包括香川が使用する介護予防ケアマネジメント等を管理するシステムは、市包括と同じシステムを使用し、給付管理（LoGo フォームによる電子申請）及びブック連携の方法については、市包括と同様の方法で行う予定です。

(2) 委託料

委託料は、包括香川（社会福祉法人はつき会）から支払われます。

なお、現時点では、高松市内における委託料の単価設定は一律の予定です。

【担当包括センターが変更する場合における初回加算・委託連携加算の取扱い】

市内間の転居等により、担当包括センターが変更（担当が市包括から香川包括、又は香川包括から市包括に変更）する場合は、委託事業者が同じでも、転居先で介護予防サービス計画作成に当たっての一連の流れを行う必要があり、初回加算及び委託連携加算の算定が可能です。

※令和5年3月まで、市包括と契約している介護予防ケアマネジメント利用者が、包括香川と契約する場合は、利用者の課題・目標・サービス内容に変更がない場合に限り、軽微な変更として取り扱います。この場合、当該委託を開始した日の属する月（令和5年4月）に限り、委託連携加算の算定が可能です。初回加算は算定できません。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託業務の 移行準備について

現在、介護予防サービス等を利用している利用者については、利用者の支援を最優先に考慮し、可能な限り、現在介護予防ケアマネジメント等を行っている委託事業者で御担当いただきますよう、何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

1 全体スケジュール

時期	利用者	委託事業者
1月	①利用者へ事前通知（郵送）	
2月	②包括香川と介護予防ケアマネジメント等に関する契約締結	③委託事業者説明会開催
3月		④包括香川と業務委託契約締結 ⑤ブックファイルの差し替え
4月1日 包括香川開設		
4月		⑥ケアプランの軽微な変更

① 利用者への事前通知

対象となる利用者へ文書を郵送し、包括香川の開設及び引き続き介護予防サービスを利用する場合に必要な手続きについて通知しています。

【対象となる利用者】

包括香川が介護予防ケアマネジメント等の実施主体となる利用者（本日配布している「利用者リスト」参照）。

リストに表記があっても、ケアプランのない利用者には、通知は行っておりません。令和5年4月1日以降にサービス利用を開始する場合は、包括香川へ連絡をお願いします。包括香川が、利用者との介護ケアマネジメント等に関する契約を締結します。

なお、住民票が香川圏域外でも、実際の居所が香川圏域の場合は、包括香川に実施主体を変更することができますので、変更が必要な利用者がある場合は、サブセンター香川まで連絡をお願いします。

② 包括香川と介護予防ケアマネジメント契約締結

対象となる利用者に対し、市包括及び包括香川（社会福祉法人はつき会）職員が訪問し、介護予防ケアマネジメント等に関する契約を締結します。

③ 委託事業者説明会

本日開催。

④ 包括香川と介護予防ケアマネジメント委託業務契約締結

包括香川との令和5年度介護予防ケアマネジメント等委託業務の契約締結が必要です。
詳細は、後日通知いたします。

⑤ ブックファイルの差し替え（Rely 連携除く）

利用者のブック連携に際して、サブセンター香川から包括香川で連携できる仕様に一部内容を変更する必要があります。

3月上旬に、利用者リストに記載の利用者の.data等をLoGoフォームで提出いただき、修正済みのブックファイルをサブセンター香川で配布しますので、ファイルの差し替えをお願いします。

なお、3月中にブック連携を行う利用者については、押印済データを取り込み後、修正済ブックファイルを配布いたします。

詳細は、後日マニュアルを送付いたします。

⑥ ケアプランの軽微な変更

令和5年3月まで市包括と契約している利用者が包括香川と契約する場合のケアプランに掲載された包括センター名の変更については、利用者の課題・目標・サービス内容に変更がない場合に限り、軽微な変更として取り扱いますので、4月中に手続きをお願いします。

2 給付管理・連携の取扱い

(1) 給付管理の取扱い

令和5年3月利用分までの給付管理（請求書及び明細書、給付データの提出）は、月遅れ請求を含め、すべて市包括に提出が必要です。4月5日までの給付管理はサブセンター香川のLoGoフォームで提出ができます。それ以降に、令和5年3月利用分までの給付管理を提出する場合は、サブセンター仏生山のLoGoフォーム（窓口）となります。

令和5年4月利用分からは、次の①と②で区分できるように管理し、給付データを分けて提出してください。

- ① 包括香川が担当する利用者 ⇒ 包括香川
- ② 上記以外（市包括担当）の利用者 ⇒ サブセンター仏生山

給付請求月（利用月）	実施主体（利用者が契約する包括センター）	
	① 包括香川	② 市包括
3月（2月利用分）		サブセンター香川
4月（～3月利用分）		サブセンター香川
5月（4月利用分）	包括香川	サブセンター仏生山

(2) ブック連携の取扱い

令和5年4月以降のプラン（新規・更新・プラン変更）について、3月中に連携が必要なものについては、サブセンター香川で連携いたします。

令和5年4月以降は、次の①と②で区分できるように管理し、ブックデータを分けて提出してください。

- ① 包括香川が担当する利用者 ⇒ 包括香川
- ② 上記以外（市包括担当）の利用者 ⇒ サブセンター仏生山

連携月	実施主体（利用者が契約する包括センター）	
	包括香川	市包括
3月	サブセンター香川	サブセンター香川
4月～	包括香川	サブセンター仏生山